

保育士不足の解消に向けた取組等について

新子育て安心プランの概要（令和2年12月21日公表）

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・ 第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・ できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)

平成25年度

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

平成30年度

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

令和3年度

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

令和6年度末

○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・ 新子育て安心プランに参加する自治体への整備費等の補助率の嵩上げ

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・ 保育コンシェルジュによる相談支援の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
- ・ 巡回バス等による送迎に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・ 保育補助者の活躍促進 (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・ 短時間勤務の保育士の活躍促進
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・ 保育士・保育所支援センターの機能強化
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・ 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育 (施設改修等の補助を新設)
- ・ や小規模保育 (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) の推進
- ・ ベビーシッターの利用料助成の非課税化 [令和3年度税制改正で対応]
- ・ 企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充 (1日1枚→1日2枚)
- ・ 育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設

保育補助者雇上強化事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

【事業内容】

保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助する。

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】

定員121人未満の施設：年額2,333千円 又は年額3,111千円※ / 定員121人以上の施設：年額4,666千円 又は年額6,222千円※
※保育士確保が困難な地域

【保育補助者の要件】

保育所等での実習等を修了した者等

<要件撤廃>

【現行】保育補助者は、原則として勤務時間が週30時間以下であること

【撤廃理由・見直し後】事業の促進を図るため、当該規定を撤廃

【補助割合】

国：3/4、都道府県1/8・市区町村（指定都市・中核市除く）1/8 / 国：3/4、市区町村1/4

【市区町村】



補助

【保育所】



雇上げ



【保育補助者】

保育士の業務負担軽減 ⇒ 離職防止

保育所等において保育士を補助



保育士へのステップアップ

※資格取得支援事業を活用

保育士資格取得

保育士として引き続き勤務



○保育士試験合格

又は

○保育士の養成校を卒業
(夜間・通学制は3年間)

短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年4月1日適用）

趣旨

- 保育士の定数については常勤の保育士をもって確保することが望ましいという原則は維持しつつも、これまで各組・各グループには1名以上の常勤保育士を配置するよう求めていたところ、潜在保育士の保育現場への再就職を促進する観点から、待機児童解消までの暫定措置として、**不足する常勤の保育士数の範囲内で常勤の保育士1名に代えて短時間勤務の保育士2名をもって充てる取扱いを可能とすることとした。**

適用条件

- 常勤の保育士1名に代えて短時間勤務の保育士を充てるためには、**以下の全ての条件を満たした上で、当該措置を採ることがやむを得ないと市町村が判断した場合に、条件に該当する保育所に限って適用**されるもの
 - ✓ 管内の保育所に空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより待機児童が発生していること
 - ✓ 当該措置を採ろうとする保育所が、適切に常勤の保育士を募集するための取組を行ってもなお、常勤の保育士の確保が困難であると認められること
- ※ 上記の判断に当たっては保育関係者との認識の共有を図るものとしている

留意すべき事項

- 一貫した保育の提供のために、同一の組・グループを担当する保育士間において、**共同の指導計画・記録の作成**や適切な引継ぎ時間の確保等を行うこと
- 利用児童に対する安定的な保育の提供のために、**日によって異なる短時間勤務の保育士を配置しないこと**
- **同一労働・同一賃金**の観点から、常勤の保育士と短時間勤務の保育士間での**不合理な待遇差を設けないこと**
- 保育士の勤務形態の状況等について**情報提供**に努めること
- 都道府県知事又は市町村の長により、**当該措置が適切に運営されているか指導監査**を行うこと
- **過去3年間の指導監査において是正勧告や改善命令を受けている保育所等**は当該措置の適用は認められないこと

保育士・保育所支援センター設置運営事業【拡充】

(保育対策総合支援事業費補助金 令和2年度予算：394億円の内数 → 令和3年度予算：402億円の内数)

【主な事業内容】

- 潜在保育士に対する取組
 - ・再就職に関する相談・就職あっせん、求人情報の提供
- 人材バンク機能等の活用
 - ・保育所への離職時に保育士・保育所支援センターに登録し、再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）を実施
 - ・また、新たに保育士登録を行う者に対しても保育士・保育所支援センターへの登録を促し、登録された保育士に対し、就業状況等の現況の確認や就職支援等を行うことにより、潜在保育士の掘り起こしを行う。

<拡充>以下の事業の拡充を図る。

- ①現職保育士に対して就業継続に向けた必要な相談支援や、保育補助者や保育支援者のマッチングに係る経費を補助対象に加える。
- ②保育士・保育所支援センターが、シルバー人材センターと合同で実施する就職相談会に係る経費を補助対象に加える。
- ③保育士・保育所支援センターの情報発信機能の強化、管内の保育所等を巡回して求人情報の収集やヒアリング等を実施しマッチング機能の向上。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市

【補助基準額】

保育士・保育所支援センター運営費：7,200千円

保育士再就職支援コーディネーター雇上費：4,000千円

※マッチングの実績が年50件以上ある場合、4,000千円（1名分）を加算

※待機児童対策協議会参加自治体の場合、コーディネーターの更なる追加配置を支援

復職前研修実施経費：469千円

離職した保育士等に対する再就職支援：6,119千円

保育士登録簿を活用した就職促進：3,664千円

マッチングシステム導入費：7,000千円

【補助割合】 国：1/2 都道府県・指定都市・中核市：1/2

【保育士・保育所支援センターの取組例】



保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「新子育て安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要な保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)
 - ・学費5万円(月額)など。卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
- 保育士の資格取得を支援
 - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進(27年度:4府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)
- 保育士・保育の現場の**魅力発信**(情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対して魅力発信を実施)【R3予算案】

就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進
 - ・保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や翻訳機等を支援
 - ・都道府県等で実施されている研修のオンライン化【R2補正】
- 保育補助者の雇い上げの促進(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
 - ・補助要件(勤務時間週30時間以下の要件)の撤廃&補助基準額の引き上げ(1施設1名分(233.3万円)→(311.1万円)等)【R3予算案】
- 保育体制強化事業の促進(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
 - ※園外活動時の見守り等にも取り組む場合:月100千円→月145千円等【R2予算~】
- 保育士宿舍借り上げ支援(補助額:一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)、支給期間:採用から5年以内※)
 - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合採用から9年以内【R3予算案】
 - ※令和2年度に事業の対象だった者は令和2年度の年数を適用【R3予算案】
- 保育士の働き方改革への支援
 - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算案】
 - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算案】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
 - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施(補助額700万円)
 - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算案】
- 潜在保育士再就職支援事業
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育所等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助(補助額10万円)
- 就職準備金貸付事業(再就職する際等に必要となる費用を貸し付け(40万円)、2年間勤務した場合、返還を免除)

令和3年4月の待機児童数調査のポイント

① 待機児童の状況

待機児童数：5,634人
(対前年▲6,805人) (※調査開始以来、
3年連続で最少)

- ・ **8割超**の市区町村(1,429)で待機児童を解消
- ・ 待機児童数が**50人以上**の自治体は**20自治体**まで減少。



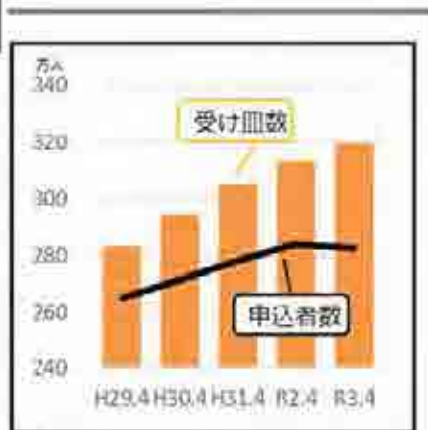
待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1~49人	50~99人	100人以上
R3年度	1,429	292	16	4
	82.1%	16.8%	0.9%	0.2%
対前年	88	▲33	▲37	▲18
R2年度	1,341	325	53	22

② 待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・ **保育の受け皿拡大**に加え、
- ・ **新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え**が考えられる。



③ 女性就業率の推移

- ・ **令和2年は減少**しているが、
 - ・ **令和3年は再び上昇**
- ⇒ 今後、**保育ニーズ(申込者数)**も再び増加する可能性があり、注視が必要。

就業率の対前年増減ポイント

月	女性・25~34歳			女性・35~44歳		
	R1	R2	R3	R1	R2	R3
1月	0.5	0.8	1.7	0.9	0.8	0.1
2月	1.0	1.4	0.1	1.4	▲0.1	▲0.3
3月	0.6	1.7	0.4	0.6	▲0.5	0.5
4月	▲0.6	1.0	1.4	▲0.4	▲1.7	1.8
5月	0.6	1.3	0.8	▲0.1	▲1.2	1.2
6月	1.5	0.2	2.2	2.4	▲2.0	0.5
7月	1.6	▲2.2		1.2	▲1.5	
8月	2.1	▲2.1		1.0	▲1.4	
9月	1.3	▲2.4		1.5	▲0.5	
10月	1.3	▲0.9		1.8	0.7	
11月	1.1	2.5		2.1	▲0.6	
12月	1.9	0.8		1.2	▲0.3	

※ なお、子育て安心プラン(目標：H30-R2の間で32万人分)の受け皿拡大量(実績)は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

今後の取組方針

- **新型コロナウイルス感染症の終息後**を見据え、令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。
- その際、待機児童がわずかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペース**などあらゆる子育て資源を活用する。

令和3年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	8.2万人	3.0万人
	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	1.9万人	1.1万人

4か年合計
14.2万人

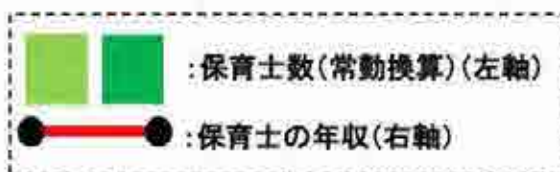
新プラン目標
約14万人

2021(令和3)年4月1日時点の待機児童数について

- 2021(令和3)年4月1日時点の待機児童数は5,634人 (対前年▲6,805人)。待機児童数調査開始以来、3年連続で最少となる調査結果。
- 2017(平成29)年の26,081人から4年間で20,447人減少し、約5分の1に。
- ※ 2020(令和2)年10月1日時点の待機児童数は27,814人 (対前年▲16,008人)。

	待機児童数			
	4月1日時点	10月1日時点		
		増減数	増減数	
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人	44,118人	▲2,009人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人	43,184人	▲934人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人	45,315人	2,131人
2016(平成28)年	23,553人	386人	47,738人	2,423人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人	55,433人	7,695人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人	47,198人	▲8,235人
2019(平成31)年 (令和元年)	16,772人	▲3,123人	43,822人	▲3,376人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人	27,814人	▲16,008人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人	—	—

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



待機児童解消加速化プラン

子育て安心プラン

保育士増・処遇改善の進展



- ※ 「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」の各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(常勤換算従事者数)を元に、平成29年までは、厚生労働省(子ども家庭局)で保育所等の回収率(例:平成28年の回収率:93.9%、平成29年の回収率:94.3%)の変動を踏まえ、割り戻して算出したもの。平成30年以降は、全数調査から標本調査への移行により調査結果が全施設の推計値となり、回収率での割り戻しはしていないため、平成29年以前の結果との比較には留意が必要。
- ※ 平成27年以降は、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。平成30年以降は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に従事する者のうち保育士資格保有者の数を含む。
- ※ 「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における各年6月の月収と前年の賞与から算出。令和2年より、復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴う保育教諭の除外等の変更が行われていることから、令和元年以前の結果との比較には留意が必要。

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (資金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

保育士と全産業の賃金比較(月額)

(単位：万円)

		きまって支給する現金給与額 (基本給・諸手当・超勤額)	+	賞与	=	賃金月額
保育士	(女性)	24.8 (21.8)		6.2 (5.0)		31.1 【年収373万】 (26.8) 【年収322万】
	(男女)	25.0 【年収300万】 (21.9) 【年収263万】		6.2 (5.0)		31.2 【年収375万】 (26.9) 【年収323万】
全産業	(女性)	26.6 (26.0)		5.2 (5.1)		31.8 【年収382万】 (31.1) 【年収373万】
	(男女)	33.1 【年収397万】 (33.3) 【年収400万】		7.5 (7.4)		40.6 【年収487万】 (40.8) 【年収490万】

差額：0.8万円
(4.3万円)
→まずはこの解消を
目指す(注1)

差額：9.4万円
(13.9万円)

差額：8.1万円
(11.4万円)

<令和2年賃金構造基本統計調査(厚生労働省)をもとに算出>

(注1) 保育士の95%程度が女性であることを踏まえ、女性の賃金月額で比較。

(注2) 上記数字は月額であり、賞与は12で割った数。

(注3) 括弧書きは平成27年賃金構造基本統計調査(技能・経験に応じた処遇改善を企画立案した時点)をもとに算出した額。

(注4) 上記の額は四捨五入を行っているため、それぞれの額の差や合計が一致しないものがある。

(注5) 令和2年賃金構造基本統計調査は、復元倍率の計算方法の変更と職種区分変更に伴う保育教諭の除外等の変更が行われていることから、平成27年の結果との比較には留意が必要。

わいせつ保育士対策（保育士の資質向上）に関する取組

これまでの検討の経緯について

（参考1）性犯罪・性暴力対策の強化の方針 （令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化 のための関係府省会議）（抄）

（わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分）

児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員については原則として懲戒免職とすることや告発を遺漏なく行うことを徹底するよう、改めて各教育委員会に指導する。また、過去に児童生徒等へのわいせつ行為等を原因として懲戒処分等を受けた者の教員免許状の管理等の在り方について、免許状失効から3年経過すれば再取得可能となっていることを含め、より厳しく見直すべく、他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討を進める。あわせて、保育士等についても同様の対応を検討する。さらに、わいせつ行為が行われないよう、必要な環境の整備を図る。

（参考2）田村厚生労働大臣閣議後記者会見 発言（令和2年10月20日）（抄）

それから文科省に関してはいろいろなわいせつ事案の教員免許、これに対して管理の厳格化をすればどうだというような検討が行われているということは承知しておりますので、我が省で言えば保育士ということになるのか、教員免許というものに対応するものとすればですね、この保育士について必要な検討をしていく必要がある。

これは文科省がこれからどのような方向性に向かっていくのか注視しながら、我が省としてもしっかりと対応していかなければならないと、免許の再取得は年限が確か教員の方は3年、うちの方は2年だと思っておりますので、そういうこと含めてどういうふうにこれからあるべきか、ということは検討してまいりたいと思っております。

いずれにしてもわいせつ行為は許されることではありませんし、お子さんには心に傷が一生残る話でございますので、こういうことが起こらないようにしっかりと厳格化していく中でこういうことを防げるように努力してまいりたいと思っております。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号） 概要

目的 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義 「児童生徒性暴力等」に該当する行為として、現在の運用上、児童生徒等に対するわいせつ行為等として懲戒免職処分の対象となり得る行為を列挙。
(※刑事罰の対象とならない行為も含み、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。)
「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒・18歳未満の者をいう。

禁止行為 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

理念責務等 ◎基本理念（施策の推進に当たっての基本的認識、児童生徒等の安心の確保、被害児童生徒等の保護、適正かつ厳格な懲戒処分等）
◎国等の責務（国・地方公共団体・任命権者・学校の設置者・学校・教育職員等）
◎法制上の措置等 について規定



基本指針 文部科学大臣は、基本指針を策定。

防止に関する措置

- ① 教育職員等に対する啓発
- ② 児童生徒等に対する啓発
- ③ データベースの整備等
- ④ 児童生徒性暴力等対策連絡協議会

早期発見対処に関する措置

- ① 早期発見のための措置
- ② 学校への通報、警察署への通報等
- ③ 専門家の協力を得て行う調査
- ④ 児童生徒等の保護支援等
- ⑤ 教育職員等以外の学校で働く者の児童生徒性暴力等への対処

再免許の特例 ◎児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者については、その後の事情から再免許を授与することが相当である場合に限^り、再免許を授与することができる。
※ 児童生徒性暴力等を行ったことで免許失効等となった者は、現行の教育職員免許法の欠格期間経過後、上記の厳しいルールに基づき再免許授与の可否を判断。

検討 ◎教育職員等以外の児童生徒と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等の体制の在り方、児童生徒と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討
◎3年後の見直し

わいせつ保育士対策（保育士の資質向上）に関する取組

保育士資格に関する検討規定等について

（参考3）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する件（令和3年5月21日衆議院文部科学委員会）（抄）

（わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分）

一 教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

二 教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

（参考4）教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律案に対する附帯決議（令和3年5月27日参議院文教科学委員会）（抄）

一、教育職員等のみならず、何人も児童生徒等に対してわいせつ行為を行うことはあってはならないことに鑑み、保育士についても実態把握を進めるとともに、わいせつ行為を行った教育職員等が懲戒後に保育士等に職種を変えて就く実態があることから、早期に保育士資格についても特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例と同様の仕組みを検討すること。

二、教育職員等以外の職員、部活動の外部コーチ、ベビーシッター、塾講師、高等専門学校の教育職員、放課後児童クラブの職員等の免許等を要しない職種についても、わいせつ行為を行った者が二度と児童生徒等と接する職種に就くことができないよう、児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度が必要である。その検討に当たっては、イギリスで採用されている「DBS制度」も参考にして、教育職員等のみならず児童生徒等と日常的に接する職種や役割に就く場合には、採用等をする者が、公的機関に照会することにより、性犯罪の前科等がないことの証明を求める仕組みの検討を行うこと。

地域における保育所・保育士等に関する検討会について

現状及び開催の目的

- ・ 待機児童数が着実に減少を続けており、今後は地域の特性に応じた支援を進めていくため、令和2年12月21日に「新子育て安心プラン」を取りまとめた。
 - ・ 一方で、子どもの数や生産年齢人口の減少、地域のつながりの希薄化等を踏まえ、地域における保育の提供の在り方を検討することが必要。
- ⇒ **中長期的な視座に立って、今後の保育所や保育士等の在り方について検討（子ども家庭局長が参集）。**

検討事項・スケジュール

- (1) 地域における保育所等の役割に関すること
 - (2) 今後の地域・社会情勢を踏まえた保育士等の在り方や確保方策に関すること
 - (3) その他保育所や保育士等の在り方に関すること
- 上記について、本年5月26日（水）以降、複数回開催し、年内にとりまとめ予定。

参考：人口減少地域における保育に関する主な指摘

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

- 1-1 (3) 男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
（保育の受け皿整備の一層の加速）
- 地域の実情に応じた保育の実施
 - ・ **人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。**

子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（令和元年12月10日子ども・子育て会議）（抄）

- (9) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策
- 地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。**また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

(五十音順、敬称略) ◎：座長

- 石井 章仁 大妻女子大学 准教授
- ◎倉石 哲也 武庫川女子大学 教授
- 古賀 松香 京都教育大学 教授
- 坂崎 隆浩 社会福祉法人清隆厚生会 こども園ひがしどおり 園長
- 坂本 純子 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 副理事長
- 高谷 俊英 社会福祉法人 正蓮寺静蔭学園 正蓮寺こども園 園長
- 田中 健 高知県教育委員会事務局幼保支援課 課長
- 遠山 芳雄 相模原市こども・若者未来局参事兼保育課 課長
- 開 仁志 金沢星稜大学 教授
- 星 義孝 湧別町健康子ども課 課長
- 堀 科 東京家政大学 准教授
- 森田 信司 社会福祉法人信光園 若江こども園 施設長

(オブザーバー)

- 内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)付
 内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)付
 文部科学省初等中等教育局幼児教育課

1. 人口減少地域等における保育所の在り方

- 今後、人口減少地域の拡大が想定される中、人口減少地域等において必要な保育を確保していくための方策についてどのように考えるか。
- 各市町村では、保育所等の統廃合・規模縮小、公立保育所の在り方の検討などの対応が必要となり得るが、地域毎に状況が異なることに留意しつつ、どのような対応が考えられるか。

2. 保育所・保育士による地域の子育て支援

- 地域で子育て世帯が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割や関係機関との連携についてどのように考えるか。
- その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を活かした支援としてはどのようなものが考えられるか。

3. 多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援

- 一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようなするための方策についてどのように考えるか。
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえ、その受け入れや必要な支援を進めるための方策について、どのように考えるか。

4. 保育士の確保・資質向上

- 生産年齢人口の急減や地域の子育て支援における保育所の役割を踏まえた、保育士の量的確保策や資質の向上策についてどのように考えるか。
- わいせつ行為を行った保育士の対策について、教員の取扱い等を踏まえ、どのように考えるか。